監　督　及　び　選　手　に　対　す　る　注　意　事　項

1. 本大会は、２０２６年度日本陸上競技規則ならびに駅伝競走基準および大会規定に基づいて行う。
なお、シューズに関するTR5.2については非適用とし靴底の計測は行わない。

2. 学校対抗とする。

3. 出場者は平成１９年４月２日以降生まれた者であること。

4. 全日制と定時制、本校と分校、また、分校間の混成チームは認めない。

5. 正式オーダー提出後の選手変更は、けが・病気等不慮の事故等の場合以外は認めない。
また、この場合の選手変更は、補欠を欠員の生じた区間に補充すること。競技開始後の選手変更は認めない

6. ナンバーカードは、必ず規定のものを胸と背に安全ピンでつけること。

7. たすきは、大会本部で準備する。たすきを肩から斜め脇下にかけていない場合は失格とする。

8. 競走には一切の伴走を認めない。また、選手に対する飲食物の補給その他の援助を行ってはならない。

9. 選手はいかなる場合でも道路左側端を走行すること。但し、走路員等の指示に従うこと。

10. 競走中腹痛等の事故が起きたときは、たすきを振る等の合図をして、走路員等に知らせること。

11. 選手が何らかの事故のため、レースを継続できなくなった場合は、次走者が次走区から出発する。この次走者は審判員の指示によって次走区の最終走者と同時に出発することを原則とする。この場合、総合順位は無効となるが、区間順位は認める。

12. 区間で同タイムの場合は、同順位とする。

13. 選手は定められた走路以外に出てはならない。誤って走路以外に出たときは、その地点に返って走らなければならない。

14. 応援者または、選手が故意に他の走者を妨害したり、その他の不正行為のあった場合、そのチームは失格の対象となる。

15. 先頭走者と末尾走者との距離が大きく開き、審判長が認めた時は１チームまたは数チームの次走者をそのチームの前走者が中継地点に到着する以前に出発させることがある。
（繰り上げ出発）

16. その他は、２０２６年日本陸上競技連盟規則及び駅伝競走基準によって行う。

17. 第１区のスタートはグランド入口より東へ７０ｍの道路上とする。なお、女子の２区は往路に中間折返点を設けている。（女子２区折返し点手前約５００ｍ地点）

18. 県大会へは、**男子上位７校、女子上位６校**が出場できる。ただし、男子・女子とも、別途プラスα枠を設ける。（男子は最大４０校、女子は最大３０校）